

(様式第4号)

上田市障害者施策審議会 会議概要

1 審議会名	上田市障害者施策審議会
2 日時	平成26年7月30日 午前10時00分から正午まで
3 会場	ひとまちげんき・健康プラザうえだ 2階 多目的ホール
4 出席者	伊藤委員、遠藤委員、片山委員、小林(彰)委員、小林(法)委員、小林(睦)委員、柴崎委員、田口委員、土屋委員、中澤委員、中村(隆)委員、中村(広)委員、宮澤委員
5 市側出席者	母袋市長(諮問後退席)、小林健康福祉部長、鳴澤福祉課長、高野丸子健康福祉課長、山宮真田健康福祉課長、磐山武石健康福祉課長 堀内課長補佐兼障害者福祉担当係長、小山障害者福祉担当係長 小林障害者福祉担当主査、横関障害者福祉担当主事
6 公開・非公開	公開 ・ 一部公開 ・ 非公開
7 傍聴者	0人 記者 5人
8 会議概要作成年月日	平成25年8月1日

協議事項等

1 開会(小林部長)
2 市長あいさつ・委嘱書の交付
3 委員紹介(自己紹介)
4 正副会長の選出 会長：小林 彰 委員 副会長：片山 優美子 委員
5 正副会長あいさつ
6 諮問 母袋市長から小林会長へ諮問
7 協議事項 (1) 審議会の会議の公開について 事務局より説明を行い、会議の公開について承認された。 (2) 審議会の設置について・・・【事前資料 1】 (3) 第4期上田市障害福祉計画の概要について・・・【事前資料 2】 (4) 策定スケジュールについて・・・【事前資料 3】 (2)から(4)まで事務局より一括して説明をする。 (委員)身体障害者が増えていない理由は。 (事務局)知的・精神障害者については、医療の進歩等により診断が付きやすくなり、発達障害者等をはじめとする手帳の取得者が増えた。 (委員)地域生活支援拠点と障害者総合支援センターとの違い、目玉はあるのか。 (事務局)新たな拠点を設けるものでもない、既存の資源で足りるものもある。今後、上小圏域での議論による。 (5) 第3期上田市障害福祉計画の検証について・・・【事前資料 4】 資料に従い事務局より説明。 (委員)P1の上段と下段の違いとP12の小数点以下の説明 (事務局)下段は実績値を掲載している。小数点は年間の利用者を12ヶ月で割ったことで少数点以下になった。 (委員)手帳取得者は9,400人ほどだが、サービス等利用計画が必要な者は1,200人と約13%の方がサービスを利用していると考えてよいか。

(事務局)手帳を取得しているからサービスを利用しているとは限らない。地域生活支援事業のサービスや上田市独自の事業のサービスについては、サービス等利用計画を作成する必要がない。サービス等利用計画を作成しなければならないのは自立支援給付のサービスを利用する方のみ。全ての福祉サービス利用者の人数は把握していない。

65歳以上の身体障害者は7割いるが、65歳からは介護保険が適用され、介護保険に障害と同様のサービスがあれば、介護保険を優先することになる。

(委員)障害児のサービスの状況(本体サービスの不足、他のサービスも実施しており実数の把握は)

(事務局)放課後等デイサービス以外にも移動支援事業や日中一時支援事業などを利用している児童もいる。本体給付を利用しないとサービス等利用計画(計画相談)が学齢期には切れてしまい、支援に継続性がなくなる。他のサービスを利用している児の実数の把握も必要となっている。放課後等デイサービスの事業所を増やしていくことも課題の一つとなる。

(委員)計画策定に当たり、審議項目をピックアップしてほしい。

(事務局)国の求める地域移行や地域定着支援、児童支援が重点的に審議する項目となるが、いずれにしても、県や圏域の市町村との調整を図る必要があり、次回以降資料を提供したい。

(委員)精神障害者手帳の方が増えているのはなぜか？

(事務局)発達障害の方の発見率が高くなっている点や平成18年度に精神障害者手帳が改訂され、手帳の取得による利点も増えたことが要因ではないか。

(委員)施設から地域で暮らす流れとして地域生活支援拠点の整備などは、介護保険での地域包括ケアシステムと似ているシステムだが、連携は図られるのか。

(事務局)現在、第6期の高齢者総合計画を策定しているが、団塊の世代が75歳以上となる平成37年を目途に地域包括ケアシステムの構築を予定している。65歳からは介護保険の適用年齢になり、平成29年度までには市町村が実施主体となり施設から地域全体で介護することが必要となっている。65歳を契機に障害から介護へと引き継いでいく中で関連性がある事業であり、医療と介護の連携も必要となっている。今後の審議の中で資料を示していきたい。

(委員)相談支援専門員をしているが、介護保険へ移行される方に対して、介護保険のケアマネへの連携がしっかりしていないといけない。

(6) 障害の『害』の字の表記について

(委員)広報などでも「害」と「がい」が混在していて読み難い。碍の字もある。統一してほしい。

(事務局)碍の字は常用漢字にないということで使用していない。次回、資料提供したい。

(7) その他

(委員)65歳以後の方のサービスについてはどうなっているか。

(事務局)65歳になると介護保険に移行する。訪問看護などの医療については、医療保険のサービスを使う。舗装具などのオーダーメイドの車いすが必要であれば、障害のサービスを引き続き利用する。介護保険への移行については、65歳前の早い段階から案内している。

(委員)介護保険になると1割負担となり、経済的な負担が生じる。

(委員)要支援の方は地域包括でプランを作成し、要介護となると事業所のケアマネがプランを作るようになる。それぞれで信頼関係を築くことが必要で連携が図られていれば良いと思う。

8 事務連絡

次回の会議の日程について、口座振替の依頼書の提出についての事務連絡をした。

9 閉会

